

議第 1 2 8 号

呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

呉市職員特殊勤務手当支給条例（平成 1 0 年呉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(下水処理等業務手当) 第 1 5 条 下水処理等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 職員がし尿浄化槽に関する実地検査等の業務に従事したとき。 (2) 職員が市の設置する廃棄物処理施設（し尿処理施設に限る。）又はし尿浄化槽の運転、維持管理、機器の分解・点検等に関する業務に従事したとき。 2 前項に規定する手当の額は、同項各号に規定する業務に従事した日 1 日につき次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第 1 号に規定する業務 <u>8 6 0</u> 円 (2) 前項第 2 号に規定する業務 <u>7 0 0</u> 円	(下水処理等業務手当) 第 1 5 条 下水処理等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 職員がし尿浄化槽に関する実地検査等の業務に従事したとき。 (2) 職員が市の設置する廃棄物処理施設（し尿処理施設に限る。）又はし尿浄化槽の運転、維持管理、機器の分解・点検等に関する業務に従事したとき。 2 前項に規定する手当の額は、同項各号に規定する業務に従事した日 1 日につき次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第 1 号に規定する業務 <u>7 0 0</u> 円 (2) 前項第 2 号に規定する業務 <u>8 6 0</u> 円

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の呉市職員特殊勤務手当支給条例の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(提案理由)

下水処理等業務手当の額を改正するため、この条例案を提出する。